第三の４中「、推進WGの議を経て」を削り、「申請があった場合は、」を「指定の申請があった場合において、当該変更内容が」に、「沿うものとされた場合は」を「沿うものであるときは、当該区域変更に伴い指定地方公共団体を追加する場合を除き」に改める。

第三の５の②中「特定総合特区事業を」を「特定総合特区事業及び構造改革特区法の特定事業を」に、「同条第３項」を「法第19条第３項又は第42条第３項」に、「ウの」を「ウ）の」に、「特定総合特区事業に」を「特定総合特区事業又は構造改革特区法の特定事業に」に、「実現や規制の特例措置」を「実現又は規制の特例措置若しくは構造改革特区の規制の特例措置」に改める。

第四の１の①中「、規制の特例措置等のうち」を削り、「当該総合特区」を「特に、当該総合特区」に、「これらの措置」を「規制の特例措置等」に改め、同vi）をvii）とし、同ⅱ）からⅴ）までを同ⅲ）からvi）までとし、同ⅰ）の次に次のように加える。

ⅱ）構造改革特区の規制の特例措置

第四の１の②のエ）をキ）とし、同ウ）をカ）とし、同イ）をオ）とし、同ア）の次に次のように加える。

イ）構造改革特区の規制の特例措置の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類

ウ）特定事業実施区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び特定事業実施区域を表示した付近見取図

エ）構造改革特区法の特定事業の工程表及びその内容を説明した文書

第四の１の③中「ア）」を「ａ）」に、「イ）」を「ｂ）」に、「ウ）」を「ｃ）」に、「エ）」を「ｄ）」に、「特定事業」を「特定総合特区事業」に改め、本文を第四の１の③のア）とし、同ア）の次に次のように加える。

イ）法第14条の２又は第37条の２に基づき、総合特区計画には、以下の事項を記載することができる。

ａ）構造改革特区法の特定事業の名称

別紙　総合特区において実施し、又はその実施を促進しようとする構造改革特区法の特定事業の内容、実施主体及び開始の日、構造改革特区法の特定事業ごとの構造改革特区の規制の特例措置の内容並びに特定事業実施区域

なお、構造改革特区の規制の特例措置の認定の要件として定められた事項がある場合は、該当する内容を別紙に記載するものとする。

また、特定事業実施区域の範囲は、総合特区推進方針に沿って、総合特区の区域全域又は区域内に内含されるより小さな区域を設定するものとするが、指定地方公共団体が実施し、又は実施を促進しようとする当該事業の内容に応じて合理的なものでなければならない。

第四の１の④の見出し中「地方公共団体」を「地方公共団体等」に改める。

第四の１の④中「第12条第４項」の次に「（第14条の２第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）」を、「第35条第４項」の次に「（第37条の２第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「特定総合特区事業」の次に「及び構造改革特区法の特定事業」を、「規制の特例措置等」の次に「又は構造改革特区の規制の特例措置」を加える。

第四の１の⑤中「第12条第５項」の次に「（第14条の２第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「第35条第５項等」を「第35条第５項（第37条の２第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改め、「特定総合特区事業」の次に「又は構造改革特区法の特定事業」を、「第19条第２項」の次に「（第14条の２第５項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を、「第42条第２項」の次に「（第37条の２第５項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第四の１の⑥中「第12条第10項」の次に「（第14条の２第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を、「第35条第10項」の次に「（第37条の２第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、同ⅰ）のｃ）中「特例措置等」の次に「及び構造改革特区の規制の特例措置」を加え、同ⅱ）及びⅲ）中「特定総合特区事業」の次に「、構造改革特区法の特定事業」を加える。

第四の１の⑦中「第12条第12項」の次に「（第14条の２第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を、「第35条第12項」の次に「（第37条の２第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を、「特定総合特区事業」の次に「又は構造改革特区法の特定事業」を加え、「記載された特例措置」を「記載された規制の特例措置」に改め、「（以下「同意の要件等」という。）」を削り、「同意の要件に」を「同意のための要件に」に、「ⅱ）～ⅴ）」を「ⅲ）～vi）」に改め、「法令に反する場合を除き、同意するものとする。」の次に次のように加える。

また、構造改革特区の規制の特例措置については、関係府省の長は、総合特区計画に記載された構造改革特区の規制の特例措置の内容が構造改革特別区域基本方針別表１に定める「同意の要件」及びこれについて規定した同家の内容に合致するように定められる法令に適合していれば、同意のための要件に反する場合を除き、同意するものとする。

第四の１の⑦及び⑧中「特例措置等」の次に「又は構造改革特区の規制の特例措置」を加える。

第四の２の①中「総合特区特例措置」を「規制の特例措置等」に改める。

第四の２の②中「特例措置等」の次に「又は構造改革特区の規制の特例措置」を、「、規制の特例措置」の次に「又は構造改革特区の規制の特例措置」を加える。

第五の１の①中「総合特別区域法施行令（平成23年政令第243号）」を「施行令」に改める。

第五の１の③中「、推進WGを通じ」を削り、③の次に次のように加える。

④　構造改革特区の規制の特例措置

法第14条の２又は第37条の２に基づき、総合特区において活用することができる構造改革特区の規制の特例措置は、構造改革特別区域基本方針の別表１に示されているとおりである。

また、構造改革特区の規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更される場合には、内閣官房は、必要に応じて、規制を所管する関係府省とともに、当該構造改革特区の規制の特例措置が記載されている総合特区計画に係る地域に通知し、所要の対応を行うものとする。

第五の４の①中「、推進WGに提出す」を削る。

第五の４の②のⅱ）中「配分計画案を作成し、推進WGにおいて承認を得る」を「配分計画を策定する」に、「、総合特区推進調整費の配分計画案を策定し、関係府省に協議の上、推進WGの承認を求めることとする」を「、関係府省に協議の上、総合特区推進調整費の配分計画を策定する。なお、総合特別区域担当大臣（法第63条第１項に規定する総合特別区域担当大臣をいう。以下同じ。）が必要と認めるときには、本部での調整を求めることができる」に、「当該年度における」を「内閣府は、当該年度における」に、「当該関係府省がその理由を推進WGに対して説明する」を「当該関係府省から聴取の上、理由を総合特別区域担当大臣に対して説明する」に、「推進WGにおいて承認を得た配分計画」を「策定した配分計画」に改める。

第六の１中「第12条第９項」の次に「（第14条の２第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を、「第35条第９項」の次に「（第37条の２第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

別表１中「国交Ａ003」の次に「法務Ａ001」及び「厚労Ａ002」を次のように加える。

番号	法務Ａ001
特定国際戦略事業の名称	外国企業進出促進支援事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	在留資格認定証明書交付申請の標準処理期間は１か月から３か月となっている。 在留資格認定証明書交付申請においては、申請書、写真のほか、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「規則」という。）別表第３に掲げる資料及びその他参考となるべき資料を提出しなければならない（規則第６条の２第１項及び同第２項）。